

生活環境への悪影響を防止！ 旅館業法施行条例の改正へ向け、始動

旅館業施設に対する苦情が急増

ゴミ

騒音

ポイ捨て

▶ 豊島区旅館業法施行条例の見直しへ

主な改正内容

- (1) 営業従事者の常駐義務及び常駐用設備の設置
- (2) 玄関帳場(フロント)の設置
- (3) 書面及び説明会の開催による事前周知を義務付け
- (4) 施設の名称、営業の種別、営業者の名称、連絡先等の標識掲示義務

7月1日～7月31日
パブリックコメント実施

▶ 第3回区議会定例会に
条例改正案を上程予定

令和8年中の適用を目指し
スピード感を持って検討を継続